平成２１年（フ）第４号
岐阜県可児郡御嵩町顔戸392番地１
破産者　カーブリッジこと　橋本　勝彦
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第５９６号
静岡県浜松市西区大人見町1750番地の359
破産者　植村　広幸
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
静岡県磐田市豊岡6390番地１　アクセスⅢ―101号
破産者　川島　堅二
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
京都市右京区西京極南庄境町58　エル・セレーノ西京極３階303号室
破産者　金本英子こと　金　　貴達
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５７５号
奈良市四条大路２丁目２番11号、前住所奈良市疋田町407番地の58
破産者　関　　秀起
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０２号
広島市佐伯区利松１丁目10番24号
破産者　武本　雅治
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２号
宮崎市丸山２丁目78番地７　高妻清子方、開始決定時の住所長崎県諫早市多良見町囲名451　レオパレスストライプティース102号
破産者　大坪　敬三
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第８９０号
福岡県大牟田市浜町８番地４
破産者　石丸　保徳
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４６号
熊本市若葉２丁目９番14号　シティマンション若葉201号
破産者　橋本　智子
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第８６号
大分県国東市安岐町瀬戸田586番地１
破産者　菊本　軍治
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２０年（フ）第８６３号
宮崎市堀川町40番地４
破産者　松田　丈裕
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５８号
宮崎市大字柏原1058番地
破産者　松浦　一夫
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１８８号
宮崎県宮崎市川原町１番23号　ポレスターリバービュ川原町305号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良509番地175
破産者　黒原麻里子
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第７８３号
盛岡市西青山１丁目15番25号、開始決定時の住所盛岡市桜台３丁目１番４号
破産者　鶴見　和子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２１２号
岩手県釜石市甲子町第８地割120番地２
破産者　鈴木　芳彦
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第６４号
福井県敦賀市古田刈66号308番地　岡山町１丁目
破産者　野鹿　利男
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第２０５２号
名古屋市港区本宮町８丁目29番地の１　本宮ハイツ山田203号
破産者　岸江　　浩
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１４４号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―1328号　榎木荘
破産者　野口　周一
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部